

JOMF 派遣医師便り (2015. 12)

◆シンガポール◆

たばこの店頭陳列が禁止に

シンガポール日本人会クリニック

日暮 浩実

12月9日、シンガポール保健省（Ministry of Health, MOH）は、小売業者がたばこ類を店頭陳列することを禁止する決定を下した。実際に法律が施行されるのは1年後の2017年からとのことである。2013年から業界との話し合いが14回もたれ、今回の決定に至った。

シンガポールはタバコの規制が厳しい国として知られている（関連記事 2005. 11, 2007. 7, 2012. 4）。関連記事に記したようにシンガポールのタバコ規制は世界に先駆けて1970年、公営のバス、映画館、劇場で禁煙とした法律を作ったことから始まった。ただ、今回のようにタバコの店頭での陳列禁止は、シンガポールが世界で始めてではない。世界に先駆けたのは2001年のアイスランドである。その後、2005年にカナダとタイ、2009年にオーストラリアとアイルランドでも実施された。現在、ノルウェー、ニュージーランド、フィンランド、イギリスが実現に向け、検討中とのことである。

たばこを陳列しないことで、特に非喫煙者の若者が、タバコを衝動的に買うことを防ぐ効果があり、また、喫煙者でタバコを止めようと思っている人々のタバコを買おうとする衝動を抑える働きがあるとされる。

小売業者は文字でタバコの値段を表示することだけは今後も許されるとのことであるが、宣伝的な要素を入れてはいけないとのことである。今後、タバコは、中が見えないように工夫され且つ宣伝要素が入っていない箱などやカウンターの下、または別の部屋に置かれることになる。

今後、数ヶ月に渡り、全てのタバコ小売業者にこの決定が冊子としても配布され、周知されることになる。

ちなみにこのようにタバコの規制が厳しい国であるにもかかわらず、男性の喫煙率は2012年の調べではまだ、27.9%（ちなみに女性は5.2%）あるとのことである。

背後にはタバコの健康に与える悪影響から国民を守るという大義名分がある。ますます、愛煙家には住みにくい国になりそうである。



ある病院で見かけた看板